

離職防止・人材確保

働く人のための保育園(企業主導型保育施設)

「託児所よってき家」の

共同利用 を活用しませんか？

企業主導型保育施設とは・・・

認可外保育施設です。保育園を利用したい企業と企業主導型保育園の設置者が契約書を取り交わすことで「共同利用企業」となることができます。

短時間や週 2 日の非常勤社員でも利用しやすいです。

保育園を利用したい企業と企業主導型保育園の設置者が契約書を取り交わすことで「共同利用企業」となることができます。

●企業様は弊社と契約を交わすだけで費用負担がありません。

※企業様の条件は・・・

社会保険適用事業所で「子ども・子育て拠出金」を負担している企業者様

託児所よってき家は有限会社宗明会が運営する託児所です

〈開所日〉 月曜日～金曜日 土曜日(第1, 第3のみ)
※12月30日～1月2日は休所になります
〈開所時間〉 8時30分～ 16時30分
〈利用定員〉 9名

託児所よってき家

住所 〒399-8211
安曇野市堀金烏川 679-6
☎ 080-5827-4851
又は 0263-88-3550(有)宗明会事務所

有限会社宗明会はこちらから



【共同利用をお考えの企業様へ】

共同契約を結ぶ条件とメリット

〈契約を結ぶための条件〉

- ・社会保険適応事業所で「子育て拠出金」を負担している企業様であること。

〈共同利用のメリット〉

- ・子育て家庭をサポートする企業として企業イメージが向上します。
- ・福利厚生の一環として「共同利用できる保育所」があることをアピールできます。
- ・出産・育児による離職を防ぐことができます。
- ・認可保育園に入園が難しい、短時間勤務や週 2 回の非常勤社員でも利用しやすいです。(勤務に合わせた保育時間、祝日の保育園利用など)
- ・育児休業期間中も継続して利用ができるため、育児休業からの復帰がスムーズになります。
- ・企業様の費用負担はありません。
- ・契約書を交わすだけで、企業様としてご利用いただけます。

共同利用契約に関するよくある質問

- ・企業主導型保育施設って？
 - 多様な労働形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、働きやすい環境づくりを支援するために平成 28 年度に創設された内閣府主体(現在は子ども家庭庁)の認可外保育施設です。
- ・会社が負担する金額はありますか？
 - 企業様へ負担金を求めることは一切ありません。
- ・契約は簡単に行えますか？
 - 契約書を交わすだけでご利用いただけます。こちらから企業様へお伺いします。